

記入例

(宛先) 深浦町長		年 月 日
罹災証明書・罹災届出証明書交付申請書  下記のとおり被害を受けましたので、証明書の交付を申請します。		
申請者 (罹災者)	住所 〒○○○-○○○○ 深浦町大字○○字○○○○番地	TEL (0173) 74-2111
	(フリガナ)	
窓口に来た方 ※申請者と同じ場合は記入不要です。	住所 〒	TEL ( ) -
	(フリガナ)	申請者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> その他(委任状必要)
罹災世帯の 構成員	氏名 続柄 性別 生年月日	氏名 続柄 性別 生年月日
	深浦 花子 妻 女 S○○○○○○	
	深浦 一郎 子 男 H○○○○○○	
罹災物件	<input checked="" type="checkbox"/> 住家 ( <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名: ) )	
	<input type="checkbox"/> 非住家 ( <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> カーポート <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )	
	<input type="checkbox"/> 車両 (メーカー: 車名: 標識番号: )	
罹災場所	深浦町大字○○字○○○○番地 (アパート等の名称)	
罹災の原因	○○年○○月○○日に発生した <input type="checkbox"/> 台風 ( )号 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input checked="" type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
被害の状況 ※出来るだけ詳しくご記入ください。	1月の大雪により屋根の破損	
使用目的	<input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援制度 <input checked="" type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> 見舞金 <input type="checkbox"/> 税等の減免 <input type="checkbox"/> その他( )	
罹災届出証明書 上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。 年 月 日 深浦町長		
※町の説明を受けてから記入してください。 【自己判定方式にて交付する場合(深浦町罹災証明書等交付要綱第7条関係)】 <input type="checkbox"/> 「準半壊に至らない(一部損壊)」という調査結果に同意します。 自己判定方式の場合、持参いただいた写真で被害認定を行うため、実地調査を行いません。		

(次項あり)

委任状

年 月 日

代理人の住所

代理人の氏名

私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明書・罹災届出証明書の交付申請に関する権限を委任します。

委任者	住所
(罹災者)	氏名

<罹災証明書について>

- ・本町で発生した災害により被害を受けた「住家」について「被害の程度」を証明するものです。
- ・被害状況箇所のわかる写真の添付をお願いします。
- ・写真で判定できない場合は、現地確認を行います。ご協力をお願いします。

<罹災届出証明書について>

- ・本町で発生した災害により住家以外の不動産又は動産に（家財や自動車など）被害を生じた旨の届出がなされた事実を証明するものです。
- ※民事上の権利義務関係には効力を有するものではありません。
- ・罹災届出証明書は、被害の程度（全壊・半壊等の被害）を証明するものではありません。
- ・添付書類として「写真」「罹災状況が分かる書類（見積書、請求書）」等の添付をお願いします。

<車両の証明について>

- ・車両が被災した場合は「破損箇所」と「標識番号」が確認できる写真及び「見積書または請求書等」の添付をお願いします。証明は「罹災届出証明書」となります。

<被害の状況欄について>

※被害の事実だけを箇条書きに記入してください。

例：風で瓦が飛んだ。1階の床上まで浸水した。北側の壁に亀裂が発生。車が水没した。

※人名（個人名又は個人（法人）を特定する内容）は記入しないでください。

※被害の事実以外のことは、証明できません。

この証明書は原則として一世帯に一枚の発行となりますので大切に保管してください。